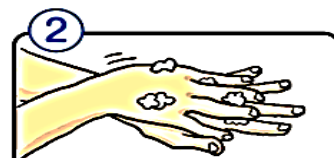


6. 感染予防策

正しい手洗いについて



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります



指の間を洗います



指先・爪の間を念入りにこすります



手の甲をのばすようにこすります



親指と手のひらをねじり洗います



手首も忘れずに、洗います

○基本的な感染予防策(正しい手洗い・咳エチケット)を身につけましょう。

○咳・くしゃみをするときは、不織布製マスクを着用し、人にかからないよう顔をそむけましょう。

咳エチケットについて

マスクをする



くしゃみや咳が出ている間はマスク着用し、使用後のマスクは放置せず、ごみ箱に捨てましょう。

マスクを着用していても、鼻の部分にすき間があったり、あごの部分が出たりしていると、効果がありません。鼻と口の両方を確実におい、正しい方法で着用しましょう。

<正しいマスクの着用>



鼻と口の両方を確実に覆う



ゴムひもを耳にかける



隙間がないよう鼻まで覆う

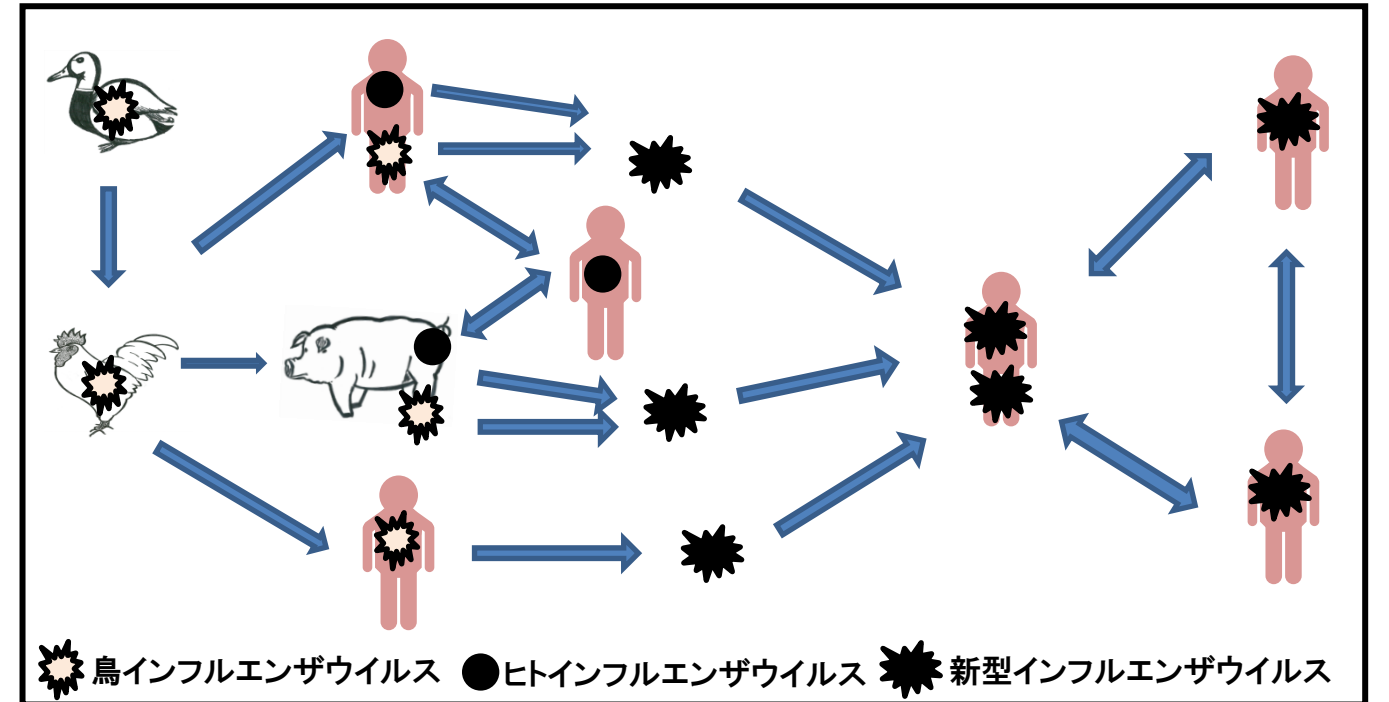
新型インフルエンザも、インフルエンザの一種です。感染経路は、季節性インフルエンザと同じく、飛まつ感染と接触感染です。

～ 新型インフルエンザの発生に備えましょう ～

1. 新型インフルエンザとは？

鳥などの動物間で保有感染していたインフルエンザウイルスが、新たに人から人へと効率よく感染する能力をもつようになった時、これを新型インフルエンザと呼びます。

この他、過去に世界規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間経過し、再び登場したインフルエンザがあります。



●通常のインフルエンザ(季節性インフルエンザ)とのちがい

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていません。そのため、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会経済活動への影響が懸念されています。

2. 新型インフルエンザの情報について

【正しい情報に基づいて対応することが、重要です】

●目黒区公式ホームページ「新型インフルエンザの発生に備えて」

http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/shinryo/yobo/shin_influ/singata_sonae.html

●内閣官房「新型インフルエンザ等対策」

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

●厚生労働省「感染症情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

●東京都福祉保健局「新型インフルエンザ対策」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryuu/kansen/shingatainflu/index.html>



発行：平成27年2月

目黒区健康推進部保健予防課(目黒区上目黒2-19-15) 電話 03-5722-9896

3. 目黒区では、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました

目黒区では、新型インフルエンザなどの感染力が強く病原性が高い感染症に対応するため、新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「区行動計画」と言う。)を平成26年9月に策定しました。

区行動計画は、国や東京都の行動計画と整合性をとりながら、目黒区における新型インフルエンザ等への対策実施に関する基本的な方針や区が実施する具体的な対策を示したものです。詳細は、以下の目黒区公式ホームページ「目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画」をご覧ください。

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/sonae/shingatainfurukoudoukeikaku.html>

【区行動計画における対策の目的】

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び社会活動に及ぼす影響が最小となるようにする。



【各発生段階】

目黒区	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【緊急事態宣言】

新型インフルエンザ等が国内で発生し、病原性等が高く、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をします。

- 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」があった場合、必要に応じて以下の対策を行ないます。

【感染拡大の防止のため】

外出自粛の要請、学校・施設・催物等制限の要請、住民への予防接種の実施(集団的接種)など
*緊急事態宣言がない場合でも、集団的予防接種を実施する場合があります。

【医療等の提供体制の確保のため】

臨時の医療施設の提供など

【国民生活・国民経済の安定のため】

物資・資材の供給要請、運送・通信・郵便等の確保、緊急輸送の輸送、埋葬・火葬の特例など

4. 新型インフルエンザが発生した場合の医療機関受診の流れ

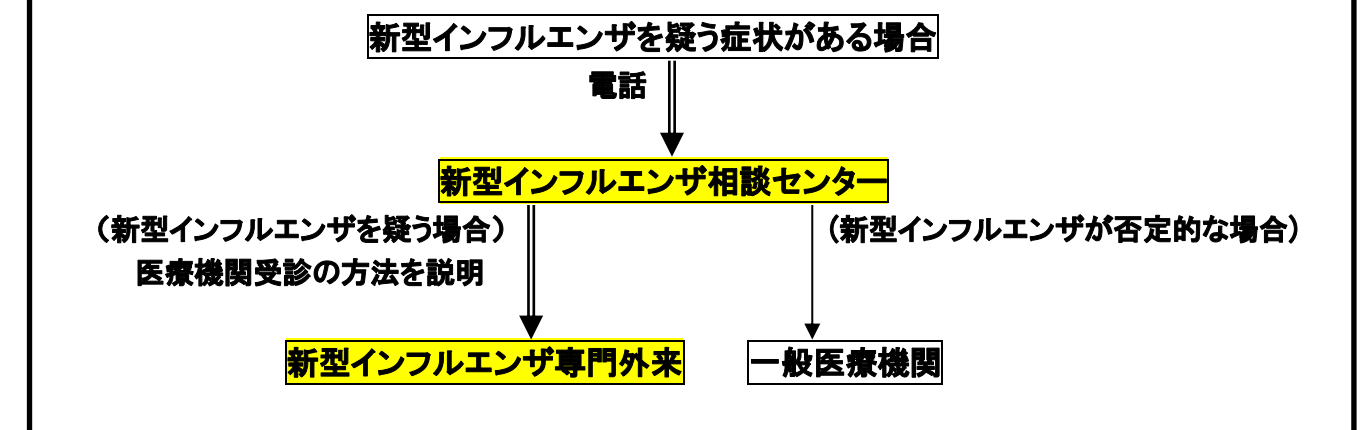
新型インフルエンザ等が発生した場合、海外発生期から「新型インフルエンザ相談センター」を設置し、区民等に速やかに周知し、電話対応いたします。

新型インフルエンザ相談センターの主な役割は、健康相談と発生初期に受診医療機関の振り分けを行なうトリアージがあります。海外発生期から都内発生早期までは、必ず相談センターに電話相談してから医療機関を受診してください。また、都内感染期以降は、全ての医療機関で対応することとなります。

医療機関受診の際は、他者への感染を防ぐため、マスクを着用し、咳エチケットを励行しましょう。

【海外発生期から都内発生早期まで】

直接医療機関を受診せず、必ず事前に電話相談をしてください



5. 食料品・日用品・医薬品等の備蓄について

●新型インフルエンザ等が発生した場合、感染の機会を避けるために不要不急の外出を控える必要があります。また、食料品・日用品・医薬品等の物流に影響がでることも予想されます。2週間分程度の買い置きをしておきましょう。

【主な例】

食料品:米・乾めん・レトルト食品・缶詰・育児用調整粉乳等の長期保存可能なもの

日用品:トイレットペーパー・ティッシュペーパー・洗剤等

医薬品:常備薬・水枕・不織布マスク・消毒用アルコール・ゴム手袋(汚染物の密閉に利用)等

